

議第 127 号

下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を
改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

3 署ある消防署を中消防署 1 署体制とし、消防署内の人員配置を柔軟に行えるように
するため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第146号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
(消防署の名称、位置及び管轄区域) 第 4 条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr><tr><td>中消防署</td><td>下呂市森363番地 1</td><td><u>下呂市</u> <u>全域</u></td></tr></table>	名称	位置	管轄区域	中消防署	下呂市森363番地 1	<u>下呂市</u> <u>全域</u>	(消防署の名称、位置及び管轄区域) 第 4 条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr><tr><td>中消防署</td><td>下呂市森363番地 1</td><td><u>旧下呂町</u> <u>の区域</u></td></tr><tr><td><u>北消防署</u></td><td><u>下呂市萩原町羽根2488番地 1</u></td><td><u>旧萩原町</u> <u>の区域</u> <u>旧小坂町</u> <u>の区域</u> <u>旧馬瀬村</u> <u>の区域</u></td></tr><tr><td><u>南消防署</u></td><td><u>下呂市金山町金山2660番地 3</u></td><td><u>旧金山町</u> <u>の区域</u></td></tr></table>	名称	位置	管轄区域	中消防署	下呂市森363番地 1	<u>旧下呂町</u> <u>の区域</u>	<u>北消防署</u>	<u>下呂市萩原町羽根2488番地 1</u>	<u>旧萩原町</u> <u>の区域</u> <u>旧小坂町</u> <u>の区域</u> <u>旧馬瀬村</u> <u>の区域</u>	<u>南消防署</u>	<u>下呂市金山町金山2660番地 3</u>	<u>旧金山町</u> <u>の区域</u>
名称	位置	管轄区域																	
中消防署	下呂市森363番地 1	<u>下呂市</u> <u>全域</u>																	
名称	位置	管轄区域																	
中消防署	下呂市森363番地 1	<u>旧下呂町</u> <u>の区域</u>																	
<u>北消防署</u>	<u>下呂市萩原町羽根2488番地 1</u>	<u>旧萩原町</u> <u>の区域</u> <u>旧小坂町</u> <u>の区域</u> <u>旧馬瀬村</u> <u>の区域</u>																	
<u>南消防署</u>	<u>下呂市金山町金山2660番地 3</u>	<u>旧金山町</u> <u>の区域</u>																	

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

3 署ある消防署を中消防署 1 署体制とし、消防署内の人員配置を柔軟に行えるようにするため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

(1) 設置する消防署を中消防署のみとし、管轄区域を下呂市全域とします。

(第 4 条関係)

(2) この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行します。

(附則関係)